

税源移譲に伴う住宅ローン控除について

(平成11年1月1日から18年12月31日までに新築住宅等へ入居された方へ)

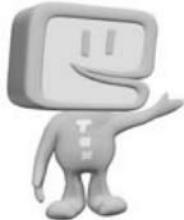


住民税からの住宅ローン控除については、昨年まで住宅借入金等特別税額控除申請書の提出により、控除を受けられていきましたが、税制改正により平成22年度分からは市への申告が原則不要になります。

詳しいことは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎ 32・3821）までお問い合わせください。

徳島税務署からのお知らせ

1. 確定申告書や法定調書の作成・提出には「e-Tax」をご利用ください！



★ e-Tax（イータックス）は、インターネットで国税に関する申告（所得税、法人税、消費税など）や納税、申請・届出などの手続ができるほか、法定調書の作成および提出もできる便利なシステムです。
★ 納税証明書（電子発行、書面発行）の交付請求もできます。
※ 手数料が安価です。1枚370円（通常は400円）

e-Taxならこんなにいいこと！

1 国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます。

2 最高5,000円の税額控除

平成21年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません）。

3 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）。

4 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

詳しくはホームページをご覧ください。

2. 平成21年分の所得税等の申告相談会場は「アスティとくしま」です！

★ 場所：アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍示1）3階第2特別会議室

★ 期間：平成22年2月1日（月）～平成22年3月15日（月）受付：午前9時～午後4時

（土・日・祝日を除く。ただし、2月21日および2月28日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います。）

※ この期間、徳島税務署舎内には、申告相談会場を設けておりません。

なお、アスティとくしまの駐車場については、有料（1日200円）となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

3. 年金受給者等に対する申告相談会の会場は「アスティとくしま」に変更！

★ 四国税理士会徳島支部の社会貢献事業として開催

★ 場所：アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍示1）3階第1特別会議室

※ 昨年まで小松島市役所で実施していましたが、今回から会場が変わります。なお、駐車場については、有料（1日200円）です。

★ 期間：平成22年2月1日（月）～平成22年2月15日（月）（土・日・祝日を除く）

★ 受付：午前9時～午後3時

お問い合わせは、徳島税務署（徳島市幸町3丁目54番地 ☎ 088・622・4131）まで。